

会 議 録					
行田市教育委員会 令和6年第2回2月定例会					
招集年月日	令和6年2月1日(木)		開会場所	行田市産業文化会館 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	2月1日(木)	午後 2時00分	教育長	渡辺 充
	閉会	2月1日(木)	午後 3時34分	教育長	渡辺 充
教育長	渡辺 充	教育長職務代理者	鹿山 高彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	渡辺 充				
2	鹿山 高彦				
3	大澤 恵子				
4	大竹 洋平				
5	大木 華子				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	小池 義憲	書記長	岡部 将弘		
生涯学習部長	中村 和則	書記次長	横田 嘉織		
学校教育部次長		書記	萩原 宏幸		
兼教育指導課長	石崎 昌稔				
生涯学習部次長兼図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長	増田 勉				
教育総務課長	岡部 将弘				
学校給食センター所長	飯田 勝雄				
生涯学習スポーツ課長	野口 啓司				
文化財保護課長	中島 洋一				
教育文化センター所長					
兼中央公民館長	新井 大				
郷土博物館長	鈴木紀三雄				
学校教育部副参事	大野 三佳				
生涯学習部副参事	近藤 隆洋				
教育支援センター所長	田口 範幸				

	会議事件名	顛 末
会 議 の 進 行 状 況	議案第7号 行田市立小・中学校管理規則 の一部を改正する規則につ いて	<p>教育長 会議の公開について諮る前に、傍聴人の確認を事務局にお願 いする。</p> <p>教育総務課長 本日、傍聴人は0名である。</p> <p>教育長 本日の会議日程は議案4件である。議案第4号ないし議案第 6号は、議会案件であることから会議は非公開、議事録につい ては議会終了後となるので公開とし、その他の案件は公開とし てよろしいか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長 日程に先立ち、1月定例会の会議録について事務局に報告を 求める。</p> <p>書記次長 1月定例会会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長 本案は、行田市立小・中学校管理規則の一部を改正するもの である。 今回の改正箇所について説明する。</p>

		<p>第2条第2項は第1学期について「8月26日まで」としていたものを「8月31日まで」に、第2学期を「8月27日から」としていたものを「9月1日から」に、同条第3項は「教育委員会」を、「行田市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）」に改めるものである。</p> <p>第3条は夏季休業日「8月26日まで」を、「8月31日まで」に、冬季休業日「翌年1月6日まで」を、「翌年1月7日まで」にそれぞれ改めるものである。</p> <p>第31条は「行田市教育委員会の管理する建物使用条例（昭和28年条例第14号）」の記述を、「行田市立学校施設の利用に関する条例（令和4年条例第14号）」に改めるものである。</p> <p>なお、規則は令和6年4月1日から施行する。</p> <p>今回改正を行った理由は3点あり、1点目は、8月下旬の下校の際、近年の猛暑における児童生徒の熱中症等への危惧の減少を図るためである。2点目は、埼玉県教育委員会教育長から『「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」を踏まえた各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しについて』の通知を受け、授業日数と授業時数の適正化を図り、教職員が働きやすい環境を整え、質の高い教育を推進するためである。3点目は前回の改定前の授業日数に戻すわけだが、授業日数が以前に戻ったとしても、学習指導要領や教育課程の実施に問題がないためである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 8月は給食がなく、猛暑の環境下で児童生徒が下校するのは大変であり、教員の働き方改革の観点からも今回の改正は必要だと考える。 それを踏まえて確認だが、今後感染症等で長期休業が発生することも想定されるが、もしそうなった場合、改正後の授業時数でも十分ゆとりをもって達成できるのか。</p> <p>教育指導課長 現在の授業時数においても十分な余剰があり、多少の学級閉鎖等があったとしても授業時数は十分足りるものと考えます。</p>
--	--	---

	<p>議案第4号 令和5年度一般会計教育費 補正予算について</p>	<p>大澤委員 他市の状況を確認したい。</p> <p>教育指導課長 東部教育事務所管内では、15市町のうち5市町は、すでに改定前に戻しており、現状において支障がでていないとのことである。 また、本市は15市町のうち、授業時数の多い市町の上位に入ることと、1月7日まで冬季休業日がある市町がほとんどである中、それに該当しない市町が本市と越谷市の2市であり、これについても改善を図ることで、教員が働きやすい環境を作り、教育の質を高めることに繋がるものと考えます。</p> <p>大木委員 改正後、次年度の夏季及び冬季休業日が長くなることについて、いつ保護者に周知を行うのか。</p> <p>教育指導課長 校長会を経て2月中旬頃に周知が行えるよう努める。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>これより非公開とする。</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、3月定例市議会に補正予算を上程するため、教育委員会に諮るものである。 歳出10款教育費1項2目事務局費、22節返還金は、過去の学校施設整備の際に受け入れた国庫補助金相当額を国に納付するものである。これは、旧北河原小学校の施設、跡地活用として民間業者に有償で貸付けることとなったが、それに伴う財産処分手続に当たり、国庫補助事業完了後10年未満のものについて、受け入れた国庫補助金相当額を国に納付する必要があると</p>
--	--	---

		<p>たものである。</p> <p>なお、補助事業完了後10年以上が経過した分の国庫補助金については、国への納付に代えて、返還金以上の額を学校施設整備費に充てるための基金に積み立てることができることされており、別途、基金設置条例案を本定例教育委員会に上程しているところである。</p> <p>次の事務局費（食の応援給付金分）は、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい小中学生世帯の影響を緩和し、家庭における「食育」を支援する観点から「食の応援給付金」として、小中学生1人につき1万円を給付するものである。</p> <p>内訳は、1節 会計年度任用職員報酬、4節 労働保険料、8節 費用弁償は、本事業のために任用する会計年度任用職員に係る人件費、10節 消耗品費、印刷製本費及び11節 郵便料は、対象者に関係書類を送付するための経費、手数料は、給付の際の振込手数料をそれぞれ児童生徒数分、措置するもの、また、18節 食の応援給付金は対象児童生徒を5,150人と見込み、1人1万円の給付金を措置するものである。</p> <p>4項2目文化財保護費の12節、耐震診断委託料は旧荒井八郎商店の耐震診断に係る経費を計上するものである。</p> <p>歳入14款2項1目 総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、歳出で説明した食の応援給付金給付事業の財源として計上するものである。</p> <p>19款繰越金は、補正財源として、前年度繰越金を措置するものである。</p> <p>「繰越明許費補正」では、食の応援給付金給付事業は、事業の実施が年度を跨ぐため、事業費の全額について繰越措置を講じるものである。</p> <p>次の、文化財管理事業は、歳出予算に計上した旧荒井八郎商店の耐震診断委託業務について、事業実施が年度を跨ぐことから、繰越明許費を設定するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>
--	--	---

	<p>議案第5号 令和6年度一般会計教育費 予算について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育部長 議案第5号について、教育費の概要及び学校教育部所管に関 わる歳入歳出予算を説明する。</p> <p>生涯学習部長 議案第5号について、生涯学習部所管に関わる歳入歳出予算 を説明する。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 外国語指導助手（ALT）についてだが、幼稚園等連携事業や 低学年での英語授業の増加が見込まれていることから、多くの ALTの方が必要になり、それに伴い予算が増額されているが、 本市は他市と比較して賃金などの条件はどうか。</p> <p>教育指導課長 本市では直接雇用を行っており、他市では派遣会社を介して 雇用している場合が多い。本市の雇用形態においては、直接雇 用の観点から派遣会社からの給与よりも条件がいい可能性があ る。今応募している最中だが、全国からたくさんの応募をいた だいている。</p> <p>鹿山委員 みらいや産業文化会館のホールの時計が破損していたと思っ たがそれについてどうか。</p> <p>中央公民館長 みらいのホールの時計が破損していることは確認している。 修繕の見積もりを取ったところ多額の費用がかかることが見込 まれてたため、別の方法で対応することを検討している。</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p>
--	--	---

		<p>産業文化会館についても、既存のものを修理するとなると費用が高額になることから、現在デジタルで表示できる状況にしている。</p> <p>鹿山委員 市民だけでなく、他市の方も来場することもあるので、早めに直していただきたい。</p> <p>大澤委員 産業文化会館の設備改修工事で、トイレの洋式化とあるが、洋式化に伴って、周りの壁や扉の改修も行われるのか。</p> <p>生涯学習スポーツ課長 現状ではトイレの洋式改修が主ではあるが、人の出入り等で障害が発生する場合は付随的に改修を行う。</p> <p>大澤委員 1月の合唱祭の時、トイレの扉がキチンと閉まらない状態の箇所もあったので、トイレの改修工事と合わせて修理してもらえるとありがたい。 また、公民館の空調について、寒い時期に利用する際、各地域公民館で暖まり方が大分違うと感じている。機械の性能の違いにもよるものだと思うが、定期点検等により確認をお願いしたい。</p> <p>中央公民館長 公民館の空調について、多くが電気式で、一部ガスを使ったエアコンもあるが、いずれも利用する際に、スイッチを入れてしばらくたてば、快適な温度になると認識している。現在、直接そういった話は受けていないが、どこの公民館かお話しいただければ、適切に対応していく。</p> <p>大澤委員 星宮公民館である。</p> <p>中央公民館長 確認し対応を進めていく。</p>
--	--	--

	<p>議案第6号 行田市学校教育施設整備基金条例について</p>	<p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長</p> <p>本案は、学校教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため、新たに基金を設置しようとするもので、3月定例市議会に条例案を上程するため、教育委員会に諮るものである。</p> <p>本条例は、旧北河原小学校を有償貸与することに伴う財産処分手続にあたり、過去の学校施設整備の際に受け入れた国庫補助金について、一定の額を返還しなければならないが、返還額以上の額を、学校施設整備費に充てるための基金として積み立てることで、補助金返還に代えることができるとされていることから、学校教育施設整備基金を設置するため、条例を制定しようとするものである。</p> <p>条文については、第1条は、本条例の設置の目的を規定したものである。</p> <p>第2条は、積立額について規定したものである。</p> <p>第3条は、基金に属する現金の管理の方法について規定したものである。</p> <p>第4条は、基金の運用から生ずる収益の処理について規定したものである。</p> <p>第5条は、繰替運用について規定したものである。</p> <p>第6条は、基金の処分をすることができる条件を規定したものである。</p> <p>第7条は、委任について規定したものである。</p> <p>附則は、この条例の施行期日は公布の日からとするものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 この基金の積み立てる額については、寄付等も組み込むことは可能か。</p>
--	--------------------------------------	--



		<p>教育総務課長</p> <p>寄付の受け入れについては寄付者の意向に応じて積み立てる場所が変わってくるかと思われるが、現時点では、今後太田東小学校の財産処分の際に積み立てる必要が生じた場合を想定している。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長</p> <p>以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	--	---

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 令和6年3月19日(火) 午後2時00分  
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員